

厚生常任委員会

平成14年2月18日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎喜多 郁子 ○里川 宜志子 西谷 剛周
木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総務部長	植村 哲男
住民生活部長	中井 克巳	福祉課長	浦口 隆
同課長補佐	寺田 良信	同課長補佐	植村 俊彦
健康推進課長	西田 哲也	同課長補佐	西梶 浩司
環境対策課長	清水 孝悦	同課長補佐	川端 伸和
同課長補佐	西川 肇		
住 民 課 長	阪野 輝男	同 係 長	鎌田 裕之

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 (開会午前9時00分)
始めに町長の挨拶をお受けいたします。

町長 (町長挨拶)

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、木田委員、里川委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
はじめに、継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 現在、検討委員会を開いていただくための資料等の収集を進めているところでございますので、具体的な内容等についてはまだお示しすることは出来ませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 先日幸前の集会がありまして、その時に幸前として7000㎡ぐらいの土地を用意をすることが出来るので、候補にあげてほしいという話がありました。位置的なものがあるので、難しいかなという考えもありますが、面積の面、いろんなものを考えたら可能かなと思うので、最終的にいろんな検討を加えていただかなければいけないけれど、一応候補にあげてほしいと申されましたので、私の方からお願ひをしておきます。
具体的にこの場所という話は聞いておりませんが、幸前自治会として候補としてあげてほしいということです。

委員長 木田委員から幸前の方でご要望がございましたので、理事者の方でお取りはかりをよろしくお願ひいたします。

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3月議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

この中で、条例の一部改正に関連して、各課報告事項に挙げていますように施行規則の一部改正がございます。3月定例会中の当委員会に付託されましたら、改めて条例と施行規則を併せて審議していくこととなりますので、今回は概要説明を受けるということで、資料等の配布はいたしません。委員皆様のご了承よろしくお願いいたします。

はじめに、斑鳩町国民年金印紙売りさばき基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

住民課長 地方分権の推進を図るため、関係法律の整備等に関する法律により、年金収納事務は社会保険庁が平成14年度から直接行うこととなりますため、国民保険印紙検認事務の検認事務が廃止されることに伴いまして、従来町で行ってきた年金の印紙売りさばき事務につきまして、これを行うことを要しなくなることから、斑鳩町国民年金印紙売りさばき基金条例を3月議会に提案いたしまして、廃止するものでございます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、並びに各課報告事項の(1)斑鳩町乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進課長 斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、子育て支援の一環といたしまして、現在4歳未満児を対象に医療費の助成をさせていただいているところでございます。近年少子化傾向から時代を担う子どもたちの健やかな助成を図ることが一層求められております。こうした状況の中、今回医療の面から子育て支援をより充実するために入院及び歯科診療にかかります医療の医療費助成につきまして、対象年齢を就学以前まで拡大させていただき実施するという事で、条例の一部改正を3月議会に提案させていただく予定をしております。

また、それに伴います規則でございますが、乳幼児歯科医療証並びに乳幼児歯科医療費受給資格証を新たに新設いたしますので、併せまして規則の一部改正をさせていただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 所得制限の考え方については従来どおりと考えていいか。

健康推進課長 現在所得制限は撤廃しておりますので、今までどおりというふうにご考えていただいたら結構でございます。

委員長 次に、斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例の一部を改正する条例について、並びに各課報告事項の(2)斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 斑鳩町重度心身障害者等福祉年金条例の一部を改正する条例についてと施行規則の一部を改正する規則でございますが、今回精神障害者

の生活の安定並びに福祉の増進に寄与するため、平成14年度から重度心身障害者等福祉年金の受給資格の中に、精神障害者保険福祉手帳の所持者を追加するように条例の改正をするものでございます。

また、施行規則の一部改正につきましては、同じく申請手続き等について精神障害者の関係についても一部改正させていただくものであります。また支給の範囲でございますが、精神障害者の保険福祉手帳を所持されている方ということで、身体及び知的障害者の方と同じように月額2500円、年3万円の支給を行うものであります。また、支給区分につきましては、2級所持者までの方につきまして支給していきたいと考えております。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進
課長 (資料1により説明)

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 (資料 2 により説明)

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

以上これら予定議案については、3月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきたいと思えます。

次に、各課報告事項として、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についてのうち、当委員会に属するものについての説明を求めます。

福祉課長 (資料 3 により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に、リフト付きマイクロバスの利用状況についての報告を求めます。

福祉課長 前回ご意見をいただきましたように、各利用団体等について、現在の集計についてご説明させていただきたいと思えます。

1月末現在で利用していただきました団体等については86件。利用していただきました延べ人数では2126人でございます。またそれに伴います事業費用につきましては、社会福祉協議会の方で運行をお願いしておりますので、人件費等について正規の職員で運転される

場合についてはその費用については別途支払いはしておりませんが、総費用は47万7165円でございます。そのうち整備等にかかります車検費用でございますが、23万5709円、燃料費が4万9236円で、社協の賃金等については、臨時職員等に支払いさせていただいたものです。また高速道路等通行料金については利用者の負担ということでございます。

(資料4により説明)

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 子供会が利用したい場合は可能なかどうか。福祉という点から見たら児童福祉も入るといった考え方もあると思いますが、そのへんについてどうですか。

福祉課長 リフト付きマイクロバスの使用規定の中に、1つは町内で居住していただいている障害者、または60歳以上の高齢者等で主に構成されている団体ということでございます。この方が社会参加のために使用していただくということ。

もう1つは、町内を活動範囲といたしましての福祉関係団体ということで、地域福祉の充実を利用目的として編成していただいている、その中の活動に使用していただく場合についての使用範囲を決めさせていただいておりますので、子供会等についてはその中には該当してこないのではないかと考えております。

木田委員 そしたら、71番の役場総務課、斑鳩町と書いてあるのは福祉、今おっしゃったものとの関係あるのですか。

福祉課長 71番の役場総務課については、町の方で利用したということで、団体の利用ということではございません。

木田委員　これが福祉の関係で行ったというのならそれでいいのですが、どういう目的で行かれたのか分からないから、その点どうですか。

福祉課長　町内でいろいろ活動していただいている団体等がございますが、全てご利用ということはないですが、特にその中で福祉活動ということで、その中で町長が特に必要性があるというものにつきましては、そういう条項も設けさせていただいております。

ただ全ての団体が利用していただけることが出来るということではございません。現に利用申込がございましてもお断りをさせていただいている団体がございます。協議会の活動といたしましては、他の団体につきましても同じように町内で活動されておりますので、町のボランティア活動とかそういう関係についての福祉団体ということで、私の方は認識しております。

木田委員　そしたら、琴とかコーラスとかそういう団体が利用されているが、それはどういう福祉と関係があるのか。

福祉課長　福祉のボランティア団体であっても、研修とかそういう内容でないものについては、事務局に申込に来られたときにはお断りさせていただいております。申込に来られたときに内容を聞かせていただいて判断をさせていただいております。

委員長　暫時休憩します。（午前9時24分）

委員長　再開いたします。（午前9時30分）

リフト付きバスの利用についての団体の見解を示していただきたいと思っております。もう一度きちっとした答弁をいただきます。

住民生活部長　基本的には障害者の方、若しくは60歳以上の方が原則としてご利用いただけるということになっております。

ただ、福祉関係団体が地域福祉の充実のために活動されるときに使用していただくことは可能になっておりますので、福祉活動を目的としてご利用いただけるということになれば、その時にご利用していただくことは可能であると考えています。ただ福祉活動だけでなく、それ以外の子供会活動でご利用いただくことはご遠慮いただきたいと思っております。

西谷委員 この中で、五楽会、聖和会、朗友会とはどういう団体ですか。

福祉課長 使用規定の中に60歳以上の方がご利用になる団体ということがございますので、それらの方がご利用された団体ということでございます。

団体についてはいろいろあるわけですが、概ね60歳以上の高齢者等で組織されておられる団体の方が、社会参加促進のために使用していただいているということでございます。

西谷委員 確か聖和会というのは民謡の団体ではないですか。たまたま60歳以上のメンバーで使えるのか、福祉という大前提にたつて、その中でなおかつ60歳という部分になるのか、これを見てたら多分昭和町みどり会は盆栽の団体だと思う。盆栽の団体の構成メンバーがたまたま60歳以上なだけではないですか。私は今言われているようなこととは若干違うような気がする。先ほど出たさくらコーラスとかいうものについても高齢者は多いけれど、大正琴にしたってまだ60になつてない人でもメンバーにおられると思う。そしたら行政が言っている説明とは違うような気がする。

福祉課長 必ずしも全ての方が60歳以上とは規定いたしておりませんが、概ね60歳以上の高齢者で主に構成されている団体の方が社会参加促進のために利用されるとき、ということでございます。それ以外は、福祉関係団体がございますが、その中で慰問に行かれるとか、そういう

ことで研修される場合についてご利用していただいているということ
でございます。

西谷委員 社会参加という規定は、通常的にたとえばどこかの老人クラブを交
流されるとかというのには分かるのですが、たとえば三重県美杉村に行
かれるとかというような部分について、朗友会という高齢者団体が美
杉村の老人クラブと交流とかそういうことをされるためにバスを出さ
せているのですか。

福祉課長 60歳以上の方については向こうの団体さんと交流があるというこ
とではなく、あくまでもこの中で社会参加促進ということを規定させ
てもらっておりますので、行かれる場所まで送迎させていただく、こ
のリフト付きバスについてはもともと障害者の方が利用しやすいよう
にということ謳っておりますが、また高齢者等に対しましての交通
手段を提供するということが利用させていただいたものでございます
ので、それらの趣旨を踏まえた中で使用規定を設けさせていただいて
おりますので、その辺ご理解お願いしたいと思います。

西谷委員 今の課長の話によりますと、60歳以上の人だったら、社会参加と
いうことで少なくとも往復300キロ以内のものについては全てこの
リフトバスを利用して研修が出来る、あるいは旅行できるという考え
方でいいですね。

福祉課長 概ね60歳以上の高齢者で構成される方たちが社会参加促進という
中でご利用していただくために、その目的地まで送迎をさせていただ
くということでございます。

また福祉関係の方につきましては、あくまでも研修目的、福祉目的
のために利用されるということで限定させていただいております。

ただ、いろんな60歳以上の方で構成される団体組織等がございま
すが、この団体がどうこうということではなく、あくまでも60歳以上

の方で構成される団体ということでございます。

西谷委員 要は住民から見たら、結局あの人が頼まれたら行けるとか、あの人が頼まれたらあかんとかならないように、行けるのだったらみんな平等に受けたらいいと思う。60歳以上と言われているように社会参加できる概ね60歳以上を構成する団体の人だったら、老人クラブであろうが民謡の会であろうがコーラスの会であろうが、やっているわけでしょう。そういうことだったらみんなそういう形で運営をしたらいいと思うのですけれど、話を聞いていたらそうでもないような、削ったところ、断ったところがあるということでしょう。それはないのですか。

福祉課長 お断りさせていただいたというのは、60歳以上で構成された団体ではなしに、いろんな町内で活動されておられる団体がございます。その中で研修目的がないと、単なる団体の通常の運営の中で利用されるものについてはだめですよということでお断りをさせていただいている。あくまで地域福祉を目的とした研修、また慰問等について計画してもらっておりますので、それ以外の利用については福祉団体であってもその利用目的からはずれませんよということでお断りさせていただいているということでございます。60歳以上の方については社会参加促進交流という形でございますので、研修ということでもなくとも出ていただくことによって交流を図っていただける、社会参加をしていただけるということでございますので、その辺よろしく願いいたします。

西谷委員 それだったら、例えばさくらコーラスが三郷町やまほろばホールへ行かれた。これは慰問に行かれるわけではないでしょう。

福祉課長 地域福祉の関係の会議等で今後の地域福祉の充実を図っていただくための研修という形でご利用の申込があればお受けさせていただいて

おります。単なる通常の活動の内容のものについてはお断りさせていただいております。

委員長

ご理解いただけましたですか。

まず、利用される団体が申込をされた中で、担当が内容目的、人員を精査されて許可をされるということで、実施されているという理解の仕方でもいいですね。ですから特に福祉団体ではないけれども内容、いきさつについて例えば福祉関係に関わる研修をするとか、そういったことであれば許可をしていくという理解の仕方でもいいですね。ですからここでここに羅列してある団体名が直接福祉に関係しないような団体も見受けられるけれど、対応については行き先の目的地について福祉に関する研修などをされるということで許可をされているというふうに理解していいですね。

里川委員

利用件数86件ということですが、社会福祉協議会で職員が運転するということなのですが、その運転する職員が86件の利用に関して運転して出ていっているということ、これはその職員が専門の職員なのか、それとも社協の中でも別の仕事を持っておられるのか。この件数はこれでいっぱいなのか、まだまだ日程さえ合えばもっと受けれる状態になっているのか。

それと社会参加促進ということを言われているのですが、この社会参加促進についても60歳以上の団体であれば娯楽であっても出かけるということに関して全てそれを社会参加の促進というふうに捉えるのかどうかとか。それと老人クラブというのは既にクラブとして登録されているだろうし、分かりよいのですが、この中にある高齢者団体であるとか、たとえば大正琴とかコーラスの団体がボランティア団体というふうに団体区分に書かれているのですが、その辺の取扱もわかりにくい部分もあるのかなと思う。高齢者団体のところで引かかるのはただ単に高齢者の方々、社協にも何の登録もしていないけれど60歳以上の方が何人かで何かをやっているれば、その人らがどっかへ

行くということになれば社会参加促進でどんどん利用することが出来るのかとか、まだ曖昧な部分があるような懸念をしている。最初に言ったように件数についてもこれで命いっぱいなのかどうかということも精査しながら、その整理というか、もう少し担当の方できちっとされた方が今後の利用について、これからの高齢化社会に向けては出てくる問題であるということの中では、もう少し線引きが必要なのかなというふうに感じています。ですから今言いましたように運営状況がどうなのかというふうに担当は見ておられるのか、それと社会参加促進ということは何を捉えて言っているのか、それと団体区分についてももう少し高齢者団体などという言い回しが私は曖昧に感じるので、そのところ説明をしていただきたいと思う。

福祉課長

今までの状況ですが、主に社会福祉協議会の中で今までリフトバスを運行されていた職員さんがおられます。その方がこのバスの運転だけでなく、他の業務も兼務されておられます。その業務の中で調整がつかます分については社協の職員さんが運転してもらっておりますが、どうしても日程上難しいという形については臨時職員の方が運行されておられるということで、件数では30回ぐらい臨時職員の方が運行されておられます。

それと、まだまだ利用できるかということでございますが、日程等が合えばご利用していただけたらと考えておりますが、ただ臨時職員さん等の日程等もございますので、他の業務も臨時職員さんで対応してもらっておりますので、運行する者がいないという状況の日があれば、申込があってもお受けさせていただけることができないということがございます。

団体の利用区分でございますが、60歳以上の方が構成される団体ということでございますので、町も高齢者が組織される団体がどこまであるかということについては把握しておりませんが、概ね60歳以上の方が町内町外へ一緒に出ていかれるというものについては、社会参加になるのではないかと考えておりますので、60歳以

上の方が利用される場合についてはあまりきつい制限を加えておりませんので、主に60歳以上の方で構成されるということで運用させていただいております。あくまで今までの利用目的から言いますと、身体障害者や高齢者等が交通手段を利用しにくいということがございましたので、巡回型から申込み制に変えさせてといただいたというのが1つでございますので、その辺の趣旨を踏まえる中で新たに福祉関係の団体の方が福祉目的のために利用されるものを追加させていただいて、運行させていただいているということでございます。

里川委員　もう1点、申込は早く受け付けた方を受理するというふうな考え方でいいのかなと思うのですが、高齢者の社会参加促進で利用される場合と、たとえば高齢者ではないけれども福祉活動を目的に利用される場合と同時申込が合った場合にどちらに重きに置いて考えておられるのか、確認させてください。

福祉課長　優先順位は決めておりませんで、あくまでも申し込みをされた順ということですよ。

里川委員　内容については優先順位はないと考えたらいいということですね。それと社会参加の促進という捉え方なのですが、ただ単に娯楽であっても社会参加の促進であると考えているのか、確認させていただきたいと思う。

福祉課長　高齢者の方が自宅にとりこもりがちにならないようにということで、表に出ていただいている交流を深めていただくということが、社会参加の交流になるというように私どもは考えております。そのために他の交通手段よりこのバスの方が利用していただきやすいということを考えさせていただく中でご利用していただいているということでございます。

西谷委員 五楽会と聖和会と朗友会という団体はどういう目的でされた団体なのかお尋ねしておきたい。

福祉課長 それぞれの団体の通常の活動の内容等につきましては私ども全て把握しておりませんが、あくまで主に60歳以上の方で構成される団体という形で申し込みがあれば町の方でお受けさせていただいているということです。

西谷委員 60歳以上の人で、たとえば地域の中で5人か6人ぐらいでも、どこか行きたいなということになれば、そういう形で社会参加ということで利用できるという解釈でいいですね。

福祉課長 そういうことでございます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

以上、これら各課所管に関する事項についても、説明、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

里川委員 先日13日と15日でISO14001の研修ということで、我々も受けさせていただいたのですが、この研修を受けた感想としてはまだまだ入り口のところで話を聞かせていただいたという形だったのですが、日本は世界の中でも認証取得を受けている件数が非常に多いのですが、環境報告書を作成している取得者はものすごく少ないのです。大きい企業では平成12年度末で300ぐらいのところは環境報告書を出しているのです。4千数百の中の300あまりぐらいが環境報告書を出しているのですが、私は地方自治体というのは住民と共に進んでいかなあかんというのが基本と思いますので、庁舎内、保健センターということで取得していくということなのですが、そういった中で

環境報告書というのは是非とも住民の方に出して行くべきではないかと考えているのです。そこのところこれから14年度中に認証取得を目指して頑張るという中では、今準備段階からそういうことを視野に入れた上で取り組みを進めていきたいなという願いがあるわけですが、そこのところの考え方をお聞きしておきたいと思う。

環境対策
課長

斑鳩町につきましては、深刻化する環境問題に対応するため我々一人ひとりが環境意識を高め、自主的・積極的に取り組んでいかなければいけないであろうということから、まず町職員が一丸となって一人ひとりがいかにごみを少なくすくするかという意識の元で認証取得について、先の13日、15日につきまして研修会を開催させていただいております。今言われております環境報告書を出す出さないということにつきましては、必ずしも出されている方は多くございません。そういった中で斑鳩町自身も14年度を目標に取得していく中ではございますが、そうした報告書というものについて出せるとは今現時点では言い切れないこともございますが、出せるようになるよう視野に入れる中で検討等加えていきたいと思っております。

里川委員

地方自治体という性格上、是非とも住民の方にもこういう取り組みをやっている、こういう目標をもっとやっている、現在こういうふうになっているということを示しながら、庁舎だけでなく、斑鳩町の住民のみなさんと一体となってやれる方向づくりをしていただきたいなと思っております。このISOの認証取得を私もいろいろ調べさせてもらったら、非常に事務的に大変だろうと感じています。非常に大変な準備をしていただくということを十分理解していますので、さらに環境報告書なども視野に入れてということになれば、担当も大変だということとは理解するのですが、同じやるのならよりよい方向になるようにというふうに思いますので、是非ともこれは十分研究していただいて進めていただきたいとお願いしておきます。

委員長 私から少しお聞きしたいのですが、先日研修を受けたあれ1回きりですか、後何回か繰り返しみなさん研修を受けられるのでしょうか。

環境対策課長 職員については、今の研修が最後になります。ただいろいろな調査事項等がありますので、当然職員も入れてやらなければならないと思っております。

委員長 先日の研修については、いろいろと感想がありましたので、次回にまた研修があるのかなと思ったので尋ねました。今里川委員が発言されましたように、認証取得についても相当な準備、労力を伴うということですが、取得に向けて鋭意努力していただいて、スムーズに行くように要望しておきます。

西谷委員 住民の方から、月曜日のごみ収集が結構振替休日になったりと、月曜日に収集がされないということで困っておられる方がおられる。有料化する中では月曜日と同じ形で収集すべきだと思うが、その辺の考えはどうですか。

町長 1月の成人の日は第2月曜日、体育の日は10月の第2月曜日というように定まってまいりまして、そういう祝日が変わってまいります。そういう形で議長からもそういう話があって、また自治会の連合会の中でもそういう意見があった中で、日を変更してはどうかという話もあったのですが、それを変更したら不規則になってしまいますので、平成14年度からは祝日であっても月曜日でも収集をさせていただくということで、まもなく3月ぐらいにカレンダーが出来上がりますし、現在担当の方でうち合わせをさせていただいております。

木田委員 今年度白石畑の焼却灰の搬出について、今年はやらないという話を聞かせていただいたのですが、私は常々言っておったように延命を考えるならば、今500トンぐらいから今年度は止めとくという考え方

らしいですが、やはりその年に出たものはその年に処理していかなければどうしてもあの場所ではだんだんと増えてくるのではないかなと思う。また受け入れ先も十分に受け取ってもらえないのと違うのかなど、将来的な心配を考えた場合は出た分だけは取ってもらうようにした方がいいのではないかと考えていたのですが。

それと、焼却場の補償工事について、町長選挙が終わったら地元に入って同意を求めていくということで、今係としてもそういう話は進めてくれていると思うけれど、今現在の話の進捗状況についてはどうであるのか、以上2点について聞かせていただきたいと思う。

町長 白石畑の最終処分場については、14年度の関係については町独自でやれるように努力して運んでいきたいということで、今現在検討をしております。これも難しい問題で、収集運搬の業務の関係等について今まで入札をして業者を決めてたのですが、近隣でも平群町は自分のところでやっておられますから、斑鳩町も14年度はできれば自分のところでやっていきたいと考えております。

それと、高安・幸前・睦・高安西団地等の14年度撤去を含んで再構するという期限が3月で来ます。この関係については精力的に今現在進んでおりますし、高安大字につきましては12月29日に契約をさせていただきました。後は幸前、高安西、睦の関係については、ご意見をいただく中でできるだけ早く契約したいという気持ちです。

木田委員 焼却灰の件については14年度から町で処理をしたいということですが、私は前に桜井市が自分のところでトラックを持ってフェニックスのほうへ運ぶということをやったと思います。だからそういうことについて積極的にそういうことを検討していただいたということで、それは大いに進めていただきたいと思います。

里川委員 参考までにお聞きしたいのですが、インフルエンザの予防接種の方ですが、年齢が5歳引き下げになって昨年度と比較して予防接種を受

けられている状況を教えていただきたいと思う。

もう1点心配していた点なのですが、長期療養児の療育指導という事業があるのですが、平成9年当時の厚生省から通知が各保健所や都道府県などに出ていたと思うのですが、ところが斑鳩町を含む郡山管内を見ましても、また奈良県下を見ましてもこういう事業が成されているという経過は全くその後見ている中ではなかったのです。担当の方にそういう話をしている中では今年の12月に長期療養児の支援のための研修会を開催するというようなことを聞いていたのです。その辺どういった動きがあるのか今の段階で掴んでおられることがあれば合わせてご報告お願いしたいと思います。

健康推進課長 インフルエンザの接種状況ですが、1月末現在で約2000人の方が接種していただいているという報告を受けております。12年度につきましては1000人程度であったと思っております。

2点目の長期療養児につきましても、昨年1回行われたと思うのですが、保健所の方に確認いたしましたところ、保健所実施の事業という形であったわけですが、実施はしておりません。ただ入院につきましては採用させていただいておりますが、在宅についての乳幼児については現在やっておらないという報告を受けております。

里川委員 そうしましたら、平成13年12月11日に郡山保健所で行われました研修会、保健所管内の小中学校の養護教諭及び関係者、管内保健婦を対象として研修を行いますということだったのですが、斑鳩町の関係の方はこの研修会の参加はどのような状況だったのか聞かせてください。

健康推進課長 私どもの保健センターの職員がそちらの方には出席していただかなかったように記憶しております。

里川委員 こういうことをやりなさいということで、全国300箇所くらいの

保健所が実施しているわけですが、奈良県は遅れている状況にあるのですが、その中でこういうことがあるという新しい取り組みをやるべきではないかという動きの中では、こういうものがあつたときには積極的に参加していただきたいと思います。こういうことについては対象疾患などを見る中では、今後こういう児童が出てくるような可能性があるような気がします。ですからこれらにも関心をきちっと持っていただきたいと思います。斑鳩町からも積極的に保健所に働きかけていただいて、こういう事業が進めていくような役割を果たしてほしいと思ってるのです。そういう知識を斑鳩町にいらっしゃる保健婦さんなども持っておいてほしいというふうに思っているのです。そのところは今後の取り組みに期待しております。

委員長 他に何かありませんか。

環境対策課長 墓地納骨及び火葬場の経営許可につきまして、14年4月1日から市町村へ移譲されるということがございまして、それによりまして規則を県と各自治体等につきまして調整をしている段階でございまして、次の委員会までに調整がまとまりましたらご報告させていただきたいと思っております。

委員長 その他についてもこれをもって終了いたします。
以上、本日の審査案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議ないとき)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時15分)